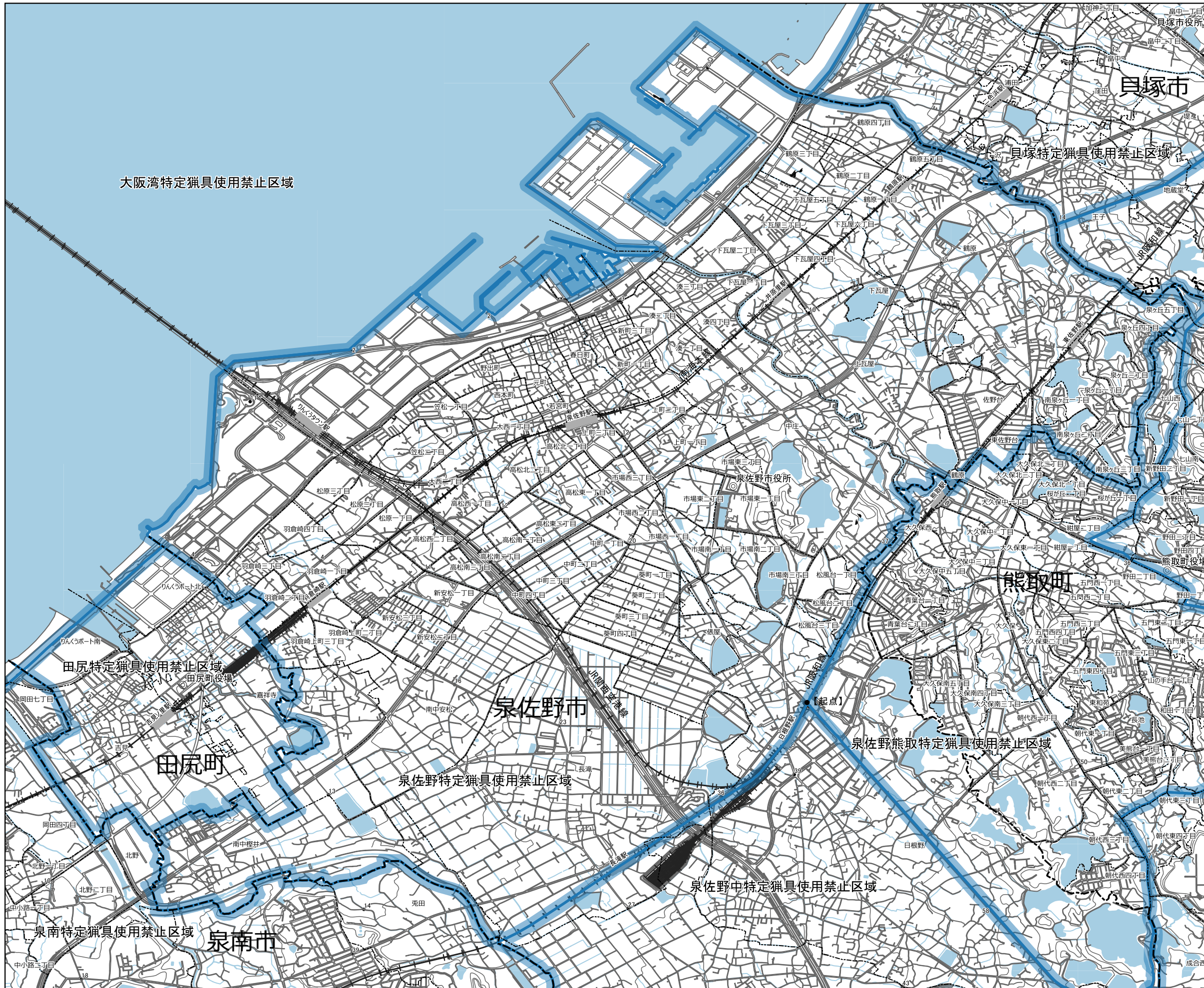


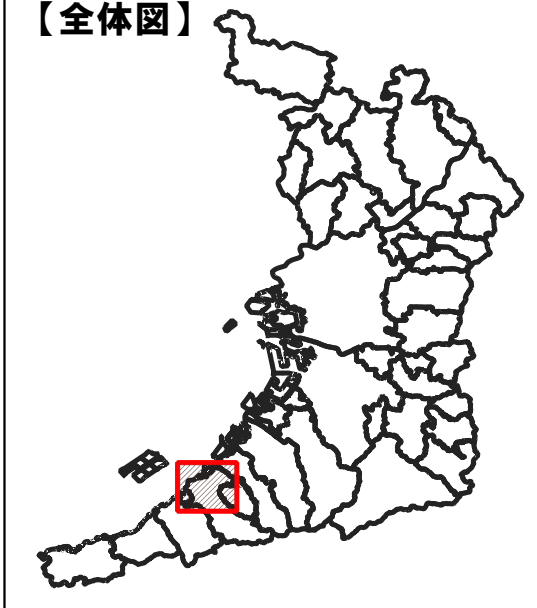
# 59 泉佐野特定猟具使用禁止区域

1:17000

0 250 500 750 1000 m



## 【全体図】



## 【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

## 【指定区域】

JR阪和泉と府道土丸栄線との交点を起点とし、JR阪和線を北東に約750メートル進み、同線と泉南郡熊取町及び泉佐野市との境界線の交点に至る。同境界線を北東及び南東進した後、再び北東進し、同線と貝塚市及び泉佐野市との境界線との交点に至る。同境界線を北西進し、大阪湾との交点に至る。大阪湾と泉佐野市との境界を南西進し、同線と泉南郡田尻町及び泉佐野市との境界線に至る。同境界線を南東及び南西進し、同線と泉南市及び泉佐野市との境界線に至る。同境界線を南及び東進した後、南東進し、同線とJR阪和線との交点に至る。同線を北東進して起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。